

# 資源ごみの回収実施団体を募集しています

ごみの減量化および資源ごみの有効活用を推進するとともに、リサイクル意識の向上を図るため、資源ごみ（スチール缶・アルミ缶・ビン類・古紙類）を集積する市民団体に対して、回収量1kgあたり4円を奨励金として交付しています。

ごみの有効期限は、登録のあった日の属する年度の末日となるため、毎年度申請が必要です。

◆平成26年度資源回収実施団体説明会を次のとおり開催します  
実施団体の登録を希望される方はご出席ください。  
時 2月21日(金)  
午後2時30分  
場 中央公民館  
環境課  
☎ 443-1406

# 使用済みの植物性食用油を収集しています

ご家庭から排出される使用済み植物性食用油を収集しています。

（今月の収集日は、2月12日(水)となりますが、スポーツプラザは休館日のため、スポーツプラザのみ2月13日(木)に収集します。）

※動物性油脂は収集できません。  
環境課  
☎ 443-1406

# 第37回八街市社会教育振興大会

市民のニーズに合った社会教育の振興を図り、日頃の学習成果や、様々な経験が生かされるような地域社会の構築を目指し、社会教育振興大会を開催します。

② 成果発表「八街の発展につくした人々」  
発表者・実住小学校児童  
③ 記念講演「人生は8合目からがおもしろい」  
講師 登山家 田部井 淳子 氏

また、車で来場される方は、乗り合わせにご協力ください。（中央公民館の駐車場が満車の場合は、八街中央中学校とつくし園の駐車場をご利用ください。）  
社会教育課  
☎ 443-1464

時 2月22日(土)  
受付 午後0時30分  
開会 午後1時  
場 中央公民館  
費 無料  
因 ① 社会教育功労者表彰

# 台風26号の被災者支援制度について

台風26号による被災住宅および被災住宅復旧支援事業補助金

住宅が床上浸水となり、または住宅に直接被害が及ぶあるいは及ぶ恐れがある土砂崩れが宅地内に発生し、その復旧工事などをを行う方。

住宅に住めない場合、または危険な状態で住宅に住むことが適当でない場合、1カ月あたり2万円（3カ月まで）  
3月27日(木)  
※平成25年10月16日以降に行った復旧工事を対象とします。

① 利子のうち年利3%以内の金額  
② 住宅再建資金の範囲被災した住宅の代わりとして、市内に住宅を新築もしくは購入、または被災した住宅などの補修を行うために、金融機関から借り入れた資金  
③ 利子補給の対象となる借入金額10万円以上500万円以下  
※平成25年10月16日以降、この制度の施行前に既に借り入れていた住宅再建資金についても対象とします。  
防災課  
☎ 443-1119

# 児童扶養手当制度をご存じですか

児童扶養手当とは、次の支給要件に該当する方で、18歳に達する日以後の3月31日までの児童を監護している父または母、もしくは、父母にかわってその児童を養育している方に支給される手当です。

台風の被災者による八街市災害復興住宅資金利子補給金  
対台風26号により、住宅などに被害を受けた方のうち、市から災害証明書の交付を受けている方で、住宅の再建資金を金融機関から借り入れる方  
補助金額（5年以内）

⑥ 父または母が保護命令を受けた  
⑦ 母が未婚  
⑧ 父母ともに不明  
※次の場合には、手当が支給されません。  
・対象児童や父または母、あるいは養育者が、公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けることができるとき。

なお、この手当には所得による支給制限があるほか、受給期間が5年を経過している方のうち就業意欲が見られない方は、支給額の2分の1が支給停止となります。

支給要件  
① 父母が離婚（事実婚解消を含む）した後、父または母と一緒に生活していない  
② 父または母が死亡した  
③ 父または母に重度（国民年金の障害等級1級程度）の障害がある  
④ 父または母の生死が明らかでない  
⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている。または、父または母が引き続き1年以上拘禁されている

対象児童が父または母の配偶者（事実婚を含む）に養育されているとき  
児童家庭課  
☎ 443-1693

記号の見方 時日時 場会場 内容 対対象 定定員 費参加費 申し込み 締め切り 問い合わせ